

現行岩手県保健医療計画における5疾病5事業等ごとの「求められる医療機能等」

※ 「岩手県保健医療計画 2013-2017」より抜粋

○ がん

区 分	求められる医療機能等	医療機関等の例
がんの予防、早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等が実施するがん検診やがんに関連するウイルス検査を受託すること ・がんに係る精密検査を実施すること ・精密検査の結果をフィードバックする等、がん検診の精度管理に協力すること ・敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・検診機関（集団検診等） ・医療機関（個別健診）
	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診やがんに関連するウイルス検査等を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村
	<ul style="list-style-type: none"> ・がん登録を実施し、がん登録の精度向上に努めること ・要精検者が確実に医療機関を受診するように連携体制を構築すること ・生活習慣病検診等管理指導協議会の一層の活用を図ること等により、検診の実施方法や精度管理の向上等に向けた取組を検討すること ・市町村に対して科学的根拠に基づくがん検診を実施するよう助言すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・県
	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙希望者に対する禁煙支援や受動喫煙の防止等のたばこ対策に取り組むこと ・感染に起因するがんへの対策を推進すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（県・市町村）
がん医療	<p>〈基本的医療機能A〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手術療法、放射線療法、化学療法が実施されること ・これらを効果的に組み合わせた集学的治療が実施されること <p>〈基本的医療機能B〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手術療法及び化学療法が実施されること <p>〈基本的医療機能C〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手術療法又は化学療法が実施されること <p>〈基本的医療機能以外の機能D〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんと診断されたときから、身体的な苦痛及び精神心理的な苦痛等に対する緩和ケアを実施すること（緩和ケアチーム、緩和ケア外来の整備） ・外来化学療法を実施すること ・相談支援体制を整備していること ・患者やその家族に対して、必要に応じて、心のケアを含めた精神医学的な対応を図ること ・院内がん登録及び地域がん登録を実施すること ・地域連携クリティカルパスの運用を実施していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・がん診療連携拠点病院 ・病院又は診療所
	<p>《在宅療養支援》</p> <p>〈基本的医療機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん患者の受入れを実施し、診断・治療への対応を行うこと <p>〈基本的医療機能以外の機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩和ケアを実施すること ・在宅療法患者への訪問診療等を実施すること ・外来化学療法を実施すること ・地域連携クリティカルパスの運用を実施していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院又は診療所 ・薬局 ・訪問看護ステーション
歯科医療	<p>〈基本的医療機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的口腔ケアを実施していること ・がんの領域において医科・歯科連携を実施していること（がん医療を担う医療機関及び療養支援を行う医療機関との連携体制を有していること） <p>〈基本的医療機能以外の機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科訪問診療を実施していること ・訪問歯科衛生指導を実施していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医療機関

○ 脳卒中

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
予防	<ul style="list-style-type: none"> ・高血圧、喫煙、糖尿病、脂質異常症、心房細動等の基礎疾患や危険因子の管理を実施すること ・初期症状出現時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施すること ・初期症状出現時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院又は診療所〔啓発活動〕 ・薬局等 ・行政機関（市町村、県）
救護	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに救急要請を行うこと、あるいは適切な医療機関を受診すること ・地域メディカルコントロール協議会¹により定められたプロトコール（活動基準）等により、適切な観察・判断・医療機関選定を行い、速やかな処置及び搬送をすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び家族等周囲にいる者 ・救急救命士²を含む救急隊員
急性期	<p>〈基本的医療機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CT、MRI検査が常時可能であること ・専門的診断・治療（手術含む）に常時対応可能であること ・廃用症候群や合併症の予防のためのリスク管理下における関節可動域訓練、早期座位、立位訓練等の急性期リハビリテーション³を実施していること ・脳卒中を発症し入院した患者を年間20例以上受入れていること <p>〈基本的医療機能以外の機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選択的脳血栓・塞栓溶解療法（ウロキナーゼ注入等）を実施していること ・組織プラスミノゲン・アクチペータ（t-PA）を用いた経静脈的血栓溶解療法を実施していること ・脳内血腫摘出手術を実施していること ・経皮的脳血管形成手術を実施していること ・脳動脈瘤被包手術、脳動脈瘤クリッピング手術を実施していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センターを有する病院 ・脳卒中の専用病室を有する病院 ・急性期の血管内治療が実施可能な病院 ・脳卒中に対する急性期の専門的医療を担う病院又は有床診療所
回復期	<p>〈基本的医療機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回復期リハビリテーション病棟又は脳血管等疾患リハ（Ⅰ）もしくは（Ⅱ）の施設基準⁴を取得し、機能障がい⁵の改善及びADL向上のリハビリテーションを集中的に実施していること ・介護サービス関係者を含めたカンファレンス⁵の実施、参加または医療ソーシャルワーカー⁶の配置等による連携体制を確保していること <p>〈基本的医療機能以外の機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のリハビリテーション実施施設等の従事者に対する研修を実施していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションを専門とする病院又は診療所 ・回復期リハビリテーション病棟を有する病院 ・歯科医療機関
維持期	<ul style="list-style-type: none"> ・維持期患者を受入れていること ・リハビリ専門職種（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれか）を配置していること ・介護サービス関係者を含めたカンファレンスを実施していること ・療養病床を有していること ・訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションのいずれかを実施していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護保険によるリハビリテーションを行う病院又は診療所
歯科医療	<p>〈基本的医療機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摂食・嚥下リハビリテーションを実施していること ・専門的口腔ケアを実施していること ・脳卒中の領域において医科・歯科連携を実施していること（急性期、回復期又は維持期の医療機能を担う医療機関との連携体制を有していること） 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医療機関
歯科医療	<p>〈基本的医療機能以外の機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科訪問診療を実施していること ・訪問歯科衛生指導を実施していること 	

¹ 地域メディカルコントロール協議会：県、消防機関、医師会、救急医療に精通した医師等で構成され、病院前救護にかかる消防機関と医療機関の連絡調整、業務マニュアル等の作成並びに救急救命士の資質向上のための研修機会の確保に関する支援等を行っています。

² 救急救命士：救急車等により傷病者を医療機関へ搬送する途上において、医師の指示のもとに、救急救命処置を行うことを認められた国家資格を有する者です。

³ 急性期リハビリテーション：廃用症候群（体を動かさないことによって起こる筋力の低下、心肺機能の低下等）や合併症の予防、機能障害の改善、日常生活動作（ADL）向上と社会復帰を図るために、十分なリスク管理のもとに、発症後早期からベッドサイドなどで行なわれるリハビリテーションです。

⁴ 脳血管等疾患リハ（Ⅰ）（Ⅱ）の施設基準：脳卒中患者等に対しリハビリテーションを実施した場合、診療報酬上算定することができますが、請求するために満たさなければならない医師、理学療法士等の体制及び機能訓練室の面積等の基準です。

⁵ カンファレンス：会議、協議などのことをいいます。

⁶ 医療ソーシャルワーカー：保健・医療機関において、疾病などによって生じる経済的問題の解決や受療の側面的支援、心理的援助、退院や家族関係の調整等の様々な援助を行います。医療社会事業士などの職名を用いている場合があります。

○急性心筋梗塞

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
予防	<ul style="list-style-type: none"> ・脂質異常症、喫煙、高血圧、糖尿病等の基礎疾患や危険因子の管理を実施すること ・初期症状出現時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施すること ・初期症状出現時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院又は診療所 [啓発活動] ・薬局等 ・行政機関（市町村、県）
救護	（住民等） <ul style="list-style-type: none"> ・速やかに救急要請を行うこと、あるいは適切な医療機関を受診すること ・心肺停止が疑われる患者に対しAEDの使用を含めた救急蘇生法を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族等周囲にいる者
	（消防機関の救急救命士等） <ul style="list-style-type: none"> ・地域メディカルコントロール協議会により定められたプロトコール（活動基準）等により、適切な観察・判断・医療機関選定を行い、速やかな処置及び搬送を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士を含む救急隊員
急性期・亜急性期	① PCI³⁹まで行う医療機関 （基本的医療機能） <ul style="list-style-type: none"> ・心電図、胸部X線検査を実施していること ・心エコー検査を実施していること ・心臓カテーテル⁴⁰検査を実施していること ・PCIを実施していること （基本的医療機能以外の機能） <ul style="list-style-type: none"> ・合併症や再発予防等に対する急性期リハビリテーションを実施していること ・冠動脈バイパス手術を実施していること ・経静脈的血栓溶解療法を実施していること ・CCU又はCCUに準じた病床を有していること ・心大血管リハビリ施設基準を取得していること ・再発時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センターを有する病院 ・CCU等を有する病院 ・急性心筋梗塞に対する急性期医療を担う病院又は有床診療所
急性期・亜急性期	② 内科的治療を行う医療機関 （基本的医療機能） <ul style="list-style-type: none"> ・心電図、胸部X線検査を実施していること ・心エコー検査を実施していること ・内科的治療（PCI除く）を実施していること ・PCIを行う医療機関との連携体制を確保していること （基本的医療機能以外の機能） <ul style="list-style-type: none"> ・合併症や再発予防等に対する急性期リハビリテーションを実施していること ・経静脈的血栓溶解療法を実施していること ・CCU又はCCUに準じた病床を有していること ・心大血管リハビリ施設基準を取得していること ・再発時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施していること 	
回復期	（基本的医療機能） <ul style="list-style-type: none"> ・生活指導による基礎疾患の管理を実施していること ・心電図、胸部X線、心エコー検査を実施していること （基本的医療機能以外の機能） <ul style="list-style-type: none"> ・運動療法等によるリハビリテーションを実施していること ・心大血管リハビリ施設基準を取得していること ・電氣的除細動⁴¹による対応を実施していること ・急性時の急性期医療機関との連携が確保されていること ・再発時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施していること ・再発時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言していること 	<ul style="list-style-type: none"> 内科及びリハビリテーション科を有する病院又は診療所

³⁹ PCI：percutaneous-coronary-intervention の略で、経皮的冠動脈インターベンションと呼ばれ、狭窄した心臓の冠動脈を拡張し、血流の増加を図る治療法。

⁴⁰ カテーテル：体内に挿入して、検査や治療などを行うための柔らかい細い管で、用途、目的によって形状も色々です。「心臓カテーテル」は太ももや腕などの動脈から直径2mm程度のカテーテルを入れ、先端を心臓血管の詰まった箇所まで運び、薬剤を注入したり風船で拡張したりして行う治療です。

⁴¹ 電氣的除細動：重症不整脈である心室細動等が原因で心停止に陥った心臓に電流を流すことで細動や頻拍をなくす処置です。

区 分	求められる医療機能等	医療機関等の例
慢性期・ 安定期 (再発予防)	<p>(基本的医療機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期外来診療等による基礎疾患の管理を実施していること <p>(基本的医療機能以外の機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心電図、胸部X線、心エコー検査を実施していること ・運動療法等によるリハビリテーションを実施していること ・電氣的除細動による対応を実施していること ・急性時の急性期医療機関との連携が確保されていること ・再発症状出現時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施していること ・初期症状出現時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言していること 	病院又は診療所
歯科医療	<p>(基本的医療機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的口腔ケアを実施していること ・歯周治療を実施していること ・急性心筋梗塞の領域において医科・歯科連携を実施していること（急性期、回復期又は慢性期・安定期の医療機能を担う医療機関との連携体制を有していること） <p>(基本的医療機能以外の機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科訪問診療を実施していること ・訪問歯科衛生指導を実施していること 	歯科医療機関

○糖尿病

区 分	求められる医療機能等	医療機関等の例
初期・安定期治療	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病の診断、治療の動機付け及び生活習慣指導を実施していること ・75g O G T T、H b A_{1c}等糖尿病の評価に必要な検査を実施していること ・食事療法、運動療法及び薬物療法による血糖コントロールを実施していること ・糖尿病合併症予防のための血圧・脂質の管理・指導を実施していること 	病院又は診療所
専門治療	<p>〈基本的医療機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期・安定期治療に求められる機能を有していること ・糖尿病の評価に必要な専門的検査を実施していること ・外来での糖尿病教室を実施していること ・糖尿病患者のインスリン導入・治療を実施していること ・糖尿病合併症の管理・指導を実施していること <p>〈基本的医療機能以外の医療機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病教育入院を実施していること ・糖尿病患者の妊娠に対応していること ・低血糖時及びシックデイ⁷に対応していること 	病院又は診療所
急性増悪時治療	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病の急性合併症（糖尿病昏睡、重度感染症等）の治療を24時間実施していること 	病院又は診療所
慢性合併症治療	<p>①糖尿病網膜症</p> <p>〈基本的医療機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蛍光眼底造影検査を実施していること <p>〈基本的医療機能以外の医療機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網膜光凝固術⁸を実施していること ・硝子体手術を実施していること <p>②糖尿病腎症に対する検査・治療の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事、運動、仕事等の日常生活に関する療養指導を実施していること ・透析療法を実施していること <p>③糖尿病神経障害に対する検査・治療の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病神経障害の診断を実施していること ・薬物療法を実施していること 	病院又は診療所

⁷ シックデイ：糖尿病患者が治療中に発熱、下痢、嘔吐をきたし、または食欲不振により食事が摂れないときをいいます。このような状態では血糖コントロールが乱れやすく、特別の注意が必要です。

⁸ 網膜光凝固術：特定の波長のレーザー光で病的な網膜を凝固させることにより病気の進行を抑える治療法です。

歯科医療	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病患者に対する歯周治療を実施していること (日本糖尿病協会歯科医師登録医であること) ・糖尿病患者の歯科治療時の偶発症(脳血管障害、虚血性心疾患、低血糖昏睡、糖尿病昏睡)に対して緊急時の対応を行えること ・糖尿病患者の歯科治療時の偶発性に対応できるよう、医療機関(かかりつけ医療機関、専門医療機関又は急性合併症治療実施医療機関)との連携体制を確保していること 	歯科医療機関
-------------	--	---------------

○精神医療

区 分	医療機関に求められる事項	関係機関
予防・アクセス	<p>①予防(精神科医療機関及び一般の医療機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の精神的健康の増進のための普及・啓発、一次予防に協力すること ・保健所、精神保健福祉センターや産業保健の関係機関と連携すること <p>②アクセス(一般の医療機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医との連携を推進していること ・かかりつけの医師等の対応力向上のための研修等に参加していること <p>③うつ病(一般の医療機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うつ病の可能性について判断できること ・症状が軽快しない場合等に適切に紹介できる専門医療機関と連携していること ・うつ病等に対する対応力向上のための研修等に参加していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 ・精神保健福祉センター ・精神科病院 ・精神科を標榜する一般病院 ・精神科診療所 ・一般の医療機関 ・薬局 等
治療・回復・社会復帰	<p>①うつ病以外(精神科医療機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の状況に応じて、適切な精神科医療(外来医療、訪問診療を含む。)を提供すること ・必要に応じ、訪問支援を提供できること ・精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種チームによる支援体制を作ること ・精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること ・早期の退院に向けて、病状が安定するための服薬治療や精神科作業療法等による支援を提供すること ・相談支援事業者等との連携により、退院を支援すること ・障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること <p>②うつ病(精神科医療機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うつ病と双極性障害等のうつ状態を伴う他の疾患について鑑別診断できること ・うつ病の、他の精神障がいや身体疾患の合併などを多面的に評価できること ・患者の状況に応じて、薬物療法及び精神療法等の非薬物療法を含む適切な精神科医療を提供でき、必要に応じて、他の医療機関と連携できること ・患者の状況に応じて、生活習慣などの環境調整等に関する助言ができること ・かかりつけの医師をはじめとする地域の医療機関と連携していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院 ・精神科を標榜する一般病院 ・精神科診療所 ・在宅医療を提供する病院・診療所 ・歯科医療機関 ・薬局 ・訪問看護ステーション 等
精神科救急・身体合併症・専門医療	<p>①精神科救急(精神科医療機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急患者の受入れが可能な設備を有すること(検査室、保護室、手厚い看護体制等) ・地域の精神科救急医療体制に参画し、地域の医療機関と連携すること ・継続的に診療している自院の患者・家族や精神科救急情報センター等からの問い合わせ等について、夜間・休日も対応できる体制を有すること <p>②身体合併症(精神科医療機関及び一般の医療機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体疾患を合併した患者に対応する医療機関については、身体疾患と精神疾患の両方について適切に診断できる(一般の医療機関と精神科医療機関とが連携できる)こと ・身体疾患を合併する患者に対応する医療機関であって、精神病床で治療する場合は、身体疾患に対応できる医師又は医療機関の診療協力を有すること ・身体疾患を合併する患者に対応する医療機関であって、一般病床で治療する場合は、精神科リエゾンチーム⁹又は精神科医療機関の診療協力を有すること ・地域の医療機関や、介護・福祉サービス、行政機関等と連携できること 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神医療相談窓口 ・精神科救急情報センター ・精神科救急医療施設 ・精神科病院 ・精神科を標榜する一般病院 ・精神科診療所 ・救命救急センター ・一般の医療機関 ・人工透析等の可能な専門医療機関 ・歯科医療機関 ・専門医療を提供す

⁹ 精神科リエゾンチーム：精神科医、看護師、精神保健福祉士等からなる多職種チームが、一般病棟において、精神疾患を有する患者を回診し、多職種で連携のうえ適切な精神科医療を提供すること。

区 分	医療機関に求められる事項	関係機関
	③専門医療（精神科医療機関） ・専門医療を提供する医療機関は、各専門領域において、適切な診断・検査・治療を行なえる体制を有し、専門領域ごとに必要な、保健・福祉等の行政機関等と連携すること ・医療観察法指定医療機関は、個別の治療計画を作成し、それに基づき必要な医療の提供を行うとともに、保護観察所を含む行政機関等と連携すること	る医療機関 ・医療観察法指定医療機関等

○認知症

区 分	求められる医療機能等	医療機関等の例
早期発見、診断・治療	<ul style="list-style-type: none"> 医療相談室を配置し、専門医療相談に応じるとともに、医療相談室が中核となり地域包括支援センター等との連携に努めること 鑑別診断及びそれに基づく初期対応を行うこと 合併症及び周辺症状への急性期対応を行うこと 地域の認知症医療の中核として、認知症の専門医療に係るかかりつけ医等への研修を積極的に実施すること 認知症治療に関する情報発信を行うこと 	・認知症疾患医療センター
	<ul style="list-style-type: none"> 必要な入院医療を行うとともに、認知症疾患医療センター、訪問看護事業所、地域包括支援センター、介護サービス事業所等と連携体制を有し、退院支援・地域連携クリティカルパスの活用等により、退院支援に努めていること 退院支援部署を有すること 	・入院医療機関（認知症の診療を行う専門医療機関等）
	<ul style="list-style-type: none"> 必要な歯科診療を行うとともに、認知症の人や家族、介護従事者等への口腔ケアの指導を行うこと 	・かかりつけ歯科医となる医療機関
療養支援等	<ul style="list-style-type: none"> 認知症疾患医療センター等の専門医療機関と連携して、認知症の治療計画や介護サービス、緊急時の対応等が記載された認知症療養計画に基づき患者やその家族等に療養方針を説明し、療養支援を行うこと 	・認知症のかかりつけ医となる診療所又は病院 ・かかりつけ歯科医となる医療機関 ・薬局
地域での生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 認知症疾患医療センター、訪問看護事業所、地域包括支援センター、介護サービス事業所等との連携会議等に参加し、関係機関との連携を図ること 上記の連携にあたっては、その推進役として認知症サポート医等が、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や地域包括支援センター等の情報を把握し、かかりつけの医師からの相談を受けて助言等を行うなど、関係機関とのつなぎを行うこと 	・認知症のかかりつけ医となる診療所又は病院
	<ul style="list-style-type: none"> 必要な歯科診療を行うとともに、認知症の人や家族、介護従事者等への口腔ケアの指導を行うこと 	・かかりつけ歯科医となる医療機関
	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーターの養成等、認知症に関する正しい知識の普及及び地域での支援を行うこと 認知症グループホーム等による相談・支援活動の実施 若年性認知症の特性に配慮した支援 	・介護保険施設 ・地域包括支援センター

○周産期医療

区 分	求められる医療機能等	医療機関等の例
低リスク（正常分娩等を扱う機能）	<ul style="list-style-type: none"> 産科に必要なとされる検査、診断、治療が実施可能であること 主に正常分娩に対応すること 他医療機関との連携により、合併症への対応や帝王切開術を行うこと 妊婦等健診を含めた分娩前後の診療を提供すること 妊産婦のメンタルヘルスに対応可能であること 市町村と連携し、妊産婦のサポートを行うこと 	分娩可能な病院・診療所
	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦の歯科健康診査等を含めた妊産婦の口腔診療を提供すること 	歯科診療所
	<ul style="list-style-type: none"> 正常分娩に対応すること 低リスク妊娠の妊婦健診を行うこと 妊産婦の保健指導を行うこと 市町村と連携し、妊産婦のサポートを行うこと 	助産所
中・低リスク（周産期に係る比較的高度な医療行	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦健康診査・歯科健康診査を行うこと 妊産婦の保健指導を行うこと 周産期医療提供機関と連携し、妊産婦のサポートを行うこと 	市町村
	<ul style="list-style-type: none"> 周産期に係る比較的高度な医療を提供すること 産科（緊急帝王切開）及び小児科（新生児医療）を提供すること 合併症妊娠に対応できる診療科を有していること 	地域周産期母子医療センター

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
為を行うことができる機能)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域周産期関連施設等からの救急搬送や総合周産期母子医療センターからの後送を受入れるなど、地域周産期医療関連施設等との連携を図ることができること ・市町村と連携し、妊産婦のサポートを行うこと ・正常分娩に対応すること 	周産期母子医療センター協力病院
	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期に係る比較的高度な医療を提供すること ・産科（緊急帝王切開）及び小児科（新生児医療）を提供すること ・総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターと連携を図り、状況に応じ地域周産期母子医療センター機能を補完すること ・市町村と連携し、妊産婦のサポートを行うこと ・正常分娩に対応すること 	
ハイリスク（母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる機能)	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクの高い妊婦に対する医療、高度な新生児医療を提供すること ・相当規模のMFIICUを含む産科病棟及びNICUを含む新生児病棟を備えていること ・県下各地域からの搬送の受け入れが可能であること ・周産期医療体制の中核として地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図ることが可能であること ・周産期医療情報センターの機能を有していること 	総合周産期母子医療センター

○小児救急医療

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
相談支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・小児救急電話相談事業等を活用すること ・救急蘇生法等の講習を受講し、小児患者に対する適切な処置を行うこと 	・小児の家族等
	<ul style="list-style-type: none"> ・小児の家族等に対し、心肺蘇生法の講習を実施するなど必要な知識を教授すること ・小児救急患者を、その症状等に応じて適切な医療機関へ速やかに搬送すること ・小児救急電話相談事業を実施すること 	・消防機関（救急救命士等）
	<ul style="list-style-type: none"> ・小児救急患者を、その症状等に応じて適切な医療機関へ速やかに搬送すること ・小児救急電話相談事業を実施すること 	・県 ・県医師会
小児救急医療	（初期小児救急医療） <ul style="list-style-type: none"> ・平日昼間や休日夜間等において、初期小児救急医療を提供すること ・緊急手術や入院等を要する場合に備え、専門医療機関との密接な連携体制を構築すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児科を標榜する診療所 ・一般小児科病院 ・在宅当番医制に参加している診療所 ・休日・夜間急患センター
	（第二次小児救急医療） <ul style="list-style-type: none"> ・入院を要する小児救急医療を24時間365日体制で実施すること ・小児科を標榜する診療所や一般病院等との密接な連携体制を構築すること ・高度専門的な対応について、高次機能病院との密接な連携体制を構築すること ・小児の家族に対するサポート支援を実施すること 	・小児救急医療支援事業により小児輪番制に参加している病院
	（第三次小児救急医療） <ul style="list-style-type: none"> ・重篤な小児救急患者に対する救急医療を24時間365日体制で実施すること 	・救命救急センター

○救急医療

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
病院前救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会を受講するなどして、周囲の傷病者に対し、応急手当やAEDの使用等適切な救急蘇生法を実施すること ・傷病者救護のため、適切かつ速やかな救急要請を行うこと ・電話相談システムを用いるなどして、適切な医療機関の受診、救急車の要請、他の交通手段の利用等を判断すること 	・地域住民等
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等に対し、応急手当やAEDの使用を含めた救急蘇生法等について講習会を行うこと ・患者搬送にあたっては、策定済みの実施基準等に基づき、適切な急性期医療を担う医療機関を選定し、速やかに搬送すること ・地域メディカルコントロール協議会により定められたプロトコールに即し、心肺機能停止、外傷、急病等の患者に対して、適切な観察・判断・処置を行うこと 	・消防機関（救急救命士等）

区 分	求められる医療機能等	医療機関等の例
	<ul style="list-style-type: none"> 救急救命士等の行う処置や疾患に応じた活動プロトコルを策定し、事後検証等によって随時改訂すること 医師から救急救命士に対する直接指示・助言体制を確立すること 救急救命士等への再教育を実施すること ドクターヘリや消防防災ヘリ等を活用した救急搬送について、関係者で協議する場を設け、効率的な運用を図ること 	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県救急業務高度化推進協議会 地域メディカルコントロール協議会
初期救急医療体制	<ul style="list-style-type: none"> 主に、独歩で来院する軽度の救急患者に対し、夜間及び休日における外来診療を提供すること 病態に応じて速やかに患者を紹介できるよう、近隣の医療機関と連携すること 自治体と連携のうえ、診療可能時間や対応可能な診療科等について住民に対し周知すること 	<ul style="list-style-type: none"> 休日・夜間急患センター 在宅当番医制に参加する診療所
第二次救急医療体制	<ul style="list-style-type: none"> 当該二次保健医療圏域内で発生する救急患者に対し初期治療を行い、必要に応じて入院治療を行うこと 医療機関によっては、脳卒中、急性心筋梗塞等について、自施設で可能な範囲において高度専門的医療を行うこと 自施設で対応困難な救急患者については、必要な救命処置を施した後、救命救急医療を担う医療機関へ紹介すること 救急救命士等に対する教育を実施すること（一部） <p>上記医療を実施するために、</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること 救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること 救急医療を要する傷病者のために優先的に使用される病床又は専用病床を有すること 救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> 病院群輪番制参加病院
第三次救急医療体制	<ul style="list-style-type: none"> 緊急性、専門性の高い脳卒中、急性心筋梗塞や、重症外傷、複数の診療科領域にわたる疾病等幅広い疾患に対応して、24時間体制で高度な専門的医療を総合的に実施すること 県内の救急患者を最終的に受入れる役割を果たすこと 救急救命士等へのメディカルコントロールや救急医療従事者に対する教育等を実施する拠点となること <p>上記医療を実施するために</p> <ul style="list-style-type: none"> 重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者を、原則として24時間365日必ず受入れることが可能であること 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること 重篤救急患者の診療体制に必要な要員を常時確保しておくこと特に、緊急手術に必要な人員の動員体制を確保しておくこと 病棟（専用病床、ICU¹⁰、CCUなど）、診療棟（診察室、緊急検査室、X線室、手術室等）等を備え、常時重篤な患者に対し高度な治療が可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> 救命救急センター
ドクターヘリ	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携のもと、ドクターヘリの運航を安全かつ円滑に進めること 県境を越えたドクターヘリの運航等広域連携の実現に向けた検討を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県高度救命救急センター 県

¹⁰ ICU：Intensive Care Unit の略で、日本語では集中治療室といいます。高度な治療や容態管理を必要とする重病重態の患者を引き受ける入院治療室です。

○災害時における医療

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
災害拠点病院等	<ul style="list-style-type: none"> ・多発外傷、挫減症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する災害救急患者への救命医療等を行うための高度な診療機能を有すること ・自己完結型の医療チーム（DMATを含む。）の派遣機能を有すること ・患者の受入れ及び搬出を行う広域搬送に対応すること ・多数の患者への対応を行うための必要な施設・設備、医療従事者を確保していること ・水・食料、医薬品、医療資器材等の備蓄や供給に係る協定を締結していること ・災害対応マニュアルの整備、研修・訓練等による人材を育成すること ・EMIS等の使用方法に精通していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院
	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること ・救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること ・携帯式の応急用資器材、応急用医薬品が整備されていること ・災害急性期から脱した後も住民が継続的に必要な医療を受けられるよう、災害拠点病院やDMAT等急性期の医療チームと連携すること ・災害中長期において、住民が医療と一体となった保健活動を受けられるよう、健康管理を担う機関と連携すること ・EMIS等による報告ができる体制が整備されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院を要する救急医療を担う医療機関
災害急性期の応援派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・DMAT研修等必要な専門的トレーニングを受けている医療従事者チームを確保していること ・自己完結型の医療救護に対応できる携帯式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等の資器材を所有すること ・災害急性期を脱した後も住民が継続的に必要な医療を受けられるよう、医師会、日本赤十字社、医療関係団体等を中心とした医療チームと連携を図ること 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院
災害中長期の応援派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性疾患等中心の医療提供体制を確保すること ・災害時要援護者の健康管理、感染症対策、メンタルヘルスケア、口腔ケアを適切に行うことができる医療従事者を確保すること ・携帯式の応急用医療・歯科医療資器材、応急用医薬品を整備すること ・災害急性期を脱した後も住民が継続的に必要な医療を受けられるよう、DMAT等急性期の医療チームと連携を図ること ・各医療チームの活動調整を行うコーディネート機能を構築していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院又は診療所 ・医師会、歯科医師会、薬剤師会等の専門職能団体 ・医薬品卸業協会 ・NPO等民間団体 ・行政機関

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
へき地診療	<ul style="list-style-type: none"> ・初期診療が可能な医師等がいること又は巡回診療を実施していること ・必要な診療部門、医療機器等があること ・緊急な内科的・外科的処置が可能なへき地医療拠点病院等と連携していること ・へき地医療拠点病院等における職員研修等に計画的に参加すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地診療所
へき地診療の支援医療	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回診療等によるへき地住民の医療を確保すること ・へき地診療所等への代診医等の派遣、技術指導及び援助を実施すること ・へき地の医療従事者に対する研修の実施及び研究施設を提供すること ・遠隔診療等の実施による各種の診療応援を実施すること ・高度の診療機能を有し、へき地医療拠点病院の診療活動等の援助を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地医療拠点病院 ・地域医療支援病院 ・救命救急センターを有する病院 等
行政機関等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地診療所から代診医派遣、医師派遣の要請があった場合の調整及びへき地医療拠点病院等への派遣要請を実施すること ・へき地医療に従事する医師の動機付け及びキャリア形成を支援すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・県 ・地域医療支援機構

○在宅医療

区 分	求められる医療機能等	医療機関等の例
退院支援	<ul style="list-style-type: none"> ・退院支援担当者を配置すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院医療機関
日常の療養支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のみではなく、小児や若年層の在宅療養者に対する訪問診療、訪問看護、訪問歯科診療、訪問薬剤指導等にも対応できるような体制を確保すること ・相互の連携により、在宅療養者や家族のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制を確保すること ・医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所、歯科診療所 ・訪問看護事業所 ・薬局 ・居宅介護支援事業所 ・地域包括支援センター ・介護老人保健施設 ・短期入所サービス提供施設
急変時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・急変時の連絡先をあらかじめ在宅療養者やその家族に提示し、また、求めがあった際の24時間対応が可能な体制を確保すること ・24時間対応が自院で難しい場合も、近隣の病院や診療所、訪問看護事業所等と連携し、24時間対応が可能な体制を確保すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所 ・訪問看護事業所 ・薬局
	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養支援病院、有床診療所等において、連携している医療機関（特に無床診療所）が担当する在宅療養者の病状が急変した際に、必要に応じて一時受入れを行うこと ・重症で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、有床診療所
看取り	<ul style="list-style-type: none"> ・終末期に出現する症状に対する患者や家族の不安を解消し、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を構築すること ・患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護や看取りに関する適切な情報提供を行うこと ・介護施設等による看取りを必要に応じて支援すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所 ・訪問看護事業所、薬局 ・居宅介護支援事業所 ・地域包括支援センター ・介護事業所
	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療に係る機関で看取りに対応できない場合について、病院・有床診療所で必要に応じて受入れること 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、有床診療所
在宅医療機関において積極的役割を担う医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと ・入院機能を有する医療機関においては、在宅療養者の病状が急変した際の一時受入れを行うこと ・災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養支援病院 ・在宅療養支援診療所等
在宅医療に必要な連携を担う拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療及び介護関係者による協議の場を定期的に開催し、在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること ・質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること ・地域の医療及び介護資源の機能等を把握し、地域包括支援センター等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護にまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと ・在宅医療に関する人材育成及び普及・啓発を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・診療所 ・訪問看護事業所 ・地域医師会等関係団体 ・保健所 ・市町村等